

平成26年度

財政援助団体等監査の講評

(期日：平成26年11月18日)

うるま市監査委員



う 監 第 381 号
平成26年11月17日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 久保田 正信



うるま市監査委員 安慶名 忠信



うるま市監査委員 仲 本 辰 雄



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした団体

| 対象団体 | 担当課 | 実施日 |
|----------------|-----------|---------------|
| うるま市い草生産組合 | 農政課 | H26年10月 7日(火) |
| (福)うるま市社会福祉協議会 | 生活福祉課 | " 10月 8日(水) |
| うるま市交通安全推進協議会 | 市民生活課 | " 10月 9日(木) |
| うるま市グッジョブ連携協議会 | 企業立地雇用推進課 | " 10月10日(金) |

第2 監査の期間

平成 26 年 9 月 4 日～平成 26 年 11 月 7 日

第3 監査の概要

監査の対象とする平成 25 年度の補助事業に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに次の点に着眼し監査を実施した。

(1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。又、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整理は適切か。又、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

第4 監査の結果

補助金については、出納その他の事務がおおむね適正に処理されていると認められるが、一部において改善又は検討を要する事項等が見受けられた。以下、補助金交付団体ごとに内容を報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

第5 改善等の措置

監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨監査委員に通知するものとされており、適切な事務処理に努められたい。

○ うるま市い草生産組合

| | |
|---|-------------------|
| 補助金額 | 280,000 円 |
| 補助金の交付根拠 | うるま市農業関係団体補助金交付要綱 |
| 団体の概要 い草の生産という伝統産業の育成と基盤強化のため、団体の運営等に要する経費等に対し補助金を交付している。全国的に生産者が減少しているが、い草の需要が高まる中、同組合は「い草の里」としての拠点づくりを目指して精力的な活動を行っている。平成25年度は通常の団体補助の他にハーベスターや乾燥機、織機を一括交付金(平成24年度繰越事業)で購入している。平成25年度現在会員27名。 | |

(1) 団体の収支

(平成25年度) (単位:円)

| 収入 | | 金額 | 支出 | | 金額 |
|----|-------------|------------|----|----------|------------|
| 項目 | | | 項目 | | |
| ① | 市補助金 | 280,000 | ① | 総会費 | 54,682 |
| ② | 市補助金(一括交付金) | 39,186,000 | ② | 役員会費 | 17,110 |
| ③ | 会費 | 276,000 | ③ | 販売費 | 56,810 |
| ④ | 事業収入 | 76,250 | ④ | 坪刈審査費 | 108,798 |
| ⑤ | 機械購入負担金 | 6,531,000 | ⑤ | 宣伝費 | 132,606 |
| ⑥ | 前期繰越金 | 185,822 | ⑥ | 機械装置費 | 45,437,576 |
| ⑦ | 雑収入 | 29,281 | ⑦ | 種苗確保費 | 150,000 |
| | | | ⑧ | 借入金(償還金) | 500,000 |
| | | | ⑨ | 交際費 | 20,000 |
| | | | ⑩ | 消耗品費 | 23,615 |
| | | | ⑪ | 繰越金 | 63,156 |
| | 合計 | 46,564,353 | | 合計 | 46,564,353 |

収支残高 0

(2) 是正すべき事項等

- ① 補助金交付要綱の遵守を求めるもの
 - ・ 補助金交付申請書から補助金確定通知に至るまで、補助金交付要綱で示される様式に準じていない。担当課は要綱を遵守し、団体に対しても適切に指導されたい。
- ② 実績報告書の内容の改善を求めるもの
 - ・ 補助金交付団体から提出された実績報告書では、市からの補助金がどこに充当されたのかが明確でない。実績報告書は補助金の使途を明確にし、内容の確認精査を受けるためのものであり、充当経費を明確にする必要がある。また領収書等の証拠書類についても、金額と領収書の整合性を確認できるように、適切に整理しておく必要がある。
- ③ 実績報告書の精査及び補助金交付要綱について改正を求めるもの
 - ・ 実績報告書に記載はないが、実地監査では市補助金は坪刈審査費と種苗確保費に充当されたとの説明であった。補助金交付要綱では対象経費が限定されており、坪刈審査会における食糧費や消耗品、種苗確保費における種苗栽培委託料等への支出はできないことになっている。しかし、い草生産組合への補助の趣旨、事業内容からそれらの支出が不可欠なものであるとするならば、実態に即して個別に要綱を整備し、その中できちんと対象経費を明示しておくことが説明責任の観点から必要である。

○ (福)うるま市社会福祉協議会

| | |
|---|---|
| 補助金額 | 114,442,082 円 (法人運営事業) 5,960,000 円 (ふれあいまちづくり事業) |
| 補助金の交付根拠 | 社会福祉法人うるま市社会福祉協議会運営補助金交付要綱 |
| 団体の概要 | |
| うるま市における社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進を図ることを目的としており、市から2補助金の他に老人福祉、障害者福祉、介護保険等の13事業(82,908,547円)を受託している。平成25年4月現在職員数85名(常勤20名、非常勤65名)。 | |

(1) 団体の収支

(平成25年度)

(単位:円)

| | | 項目 | 金額 | | | 項目 | 金額 |
|----|-----------|-------------|-------------|----|-------------|------------|-------------|
| 収入 | ① | 会費 | 9,062,674 | 支出 | ① | 人件費 | 247,472,562 |
| | ② | 寄附金 | 7,828,663 | | ② | 事務費 | 15,039,262 |
| | ③ | 市補助金 | 120,402,082 | | ③ | 事業費 | 42,094,306 |
| | | 法人運営事業 | 114,442,082 | | ④ | 貸付事業 | 35,000 |
| | | ふれあいまちづくり事業 | 5,960,000 | | ⑤ | 助成金支出 | 14,889,000 |
| | ④ | 助成金 | 340,000 | | ⑥ | 負担金支出 | 402,958 |
| | ⑤ | 受託金 | 88,759,547 | | ⑦ | 経理区分間繰入金支出 | 13,477,000 |
| | | 市受託金 | 82,908,547 | | ⑧ | 雑損失 | 721 |
| | | 県社協受託金 | 5,851,000 | | | | |
| | ⑥ | 事業収入 | 1,064,089 | | | | |
| | ⑦ | 共同募金配分金 | 15,471,516 | | | | |
| | ⑧ | 介護保険収入 | 78,788,666 | | | | |
| ⑨ | 自立支援費等収入 | 4,456,000 | | | | | |
| ⑩ | 雑収入 | 1,916,648 | | | | | |
| ⑪ | 受取利息配当金収入 | 63,429 | | | | | |
| ⑫ | 経理区分間繰入金 | 13,477,000 | | | | | |
| | 合計 | 341,630,314 | | 合計 | 333,410,809 | | |

収支残高 8,219,505

(2) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の遵守を求めるもの

- ・ うるま市社会福祉協議会運営補助金交付要綱では、実績報告の提出は事業完了後 40 日以内とされているが、期限を過ぎて提出されていた。補助金交付要綱を遵守するよう、担当課は団体へ適切に指導されたい。

② 支給根拠を明確にするよう改善を求めるもの

- ・ 役員等への費用弁償(日額)の他に交通費を支給しているが、規程等で支払基準等の支給根拠を明確にしておくことが望ましい。

③ 補助金交付団体へ検討を求めるもの

- ・ ふれあいまちづくり事業の予算執行において、年度末(3月31日)に消耗品と備品が購入されていた。補助金はその年度で必要な額を補助するものであり、一定金額を毎年団体へ付与しているわけではない。予算執行に関しては、その年度に必要な分を執行し、剰余金が発生した場合には適切に返還していただきたい。
- ・ 一般業務における事務局の正職員が、他市と比較して多いのではないかと。「平成25年度市町村社会福祉協議会の現況」のデータを基に、11市の正職員数を比較すると、業務関係職員は那覇市が21人なのに対し2人、一般業務職員数は那覇市と同数の18人となっている。受託されている事業数や内容も異なるため、他市と単純に比較することは難しいが、一般業務に従事する正職員数は市町村規模からしても多いと言えるであろう。

社協の合併により、他市と比較して正職員数が膨れ上がったこと等も原因であろうが、職員人件費のほとんどを市からの補助金で賄っていることから、市と協議を行いながら適切な職員数の管理計画を策定し、将来的には効率的な人員配置により、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう工夫をこらし、更なる住民の福祉の向上に努められることを望む。

④ 市へ検討を求めるもの

- ・ 社協には市から2つの補助金と13もの事業が委託され、住民の福祉の向上に果たす役割は大きなものがある。しかし、事業の中には内容が似通っているものもあり、整理統合等を図れるものもあり得るのではないかと。補助金だけでなく委託事業も含めて、どのような内容でどれだけの事業が社協で実施されているのかを、担当課だけではなく福祉部、市全体で今一度検討してみることが必要ではないかと。

民生費は毎年数億円単位で伸びており、平成25年度で一般会計決算額の約42.5%を占める。将来的には更に福祉関連にかかる予算が膨らんでいくことが予想され、現段階から見直しが図れる部分がないかを、全庁的に検討されることを望む。

○ うるま市交通安全推進協議会

| | |
|---|----------------------|
| 補助金額 | 975,000 円 |
| 補助金の交付根拠 | うるま市交通安全推進協議会補助金交付要綱 |
| 団体の概要 交通安全関係行政機関や民間団体と連携して、交通安全活動を効果的に推進することを目的とし設置されている。春夏秋及び年末年始の交通安全運動の市内展開の他、チラシ配布や各キャンペーン、交通安全旗やステッカーの作成配布等を行っている。 | |

(1) 団体の収支

(平成25年度)

(単位:円)

| | 収入 | | 支出 | | |
|--|--------|-----------|----|---------|---------|
| | 項目 | 金額 | | 項目 | 金額 |
| | ① 市補助金 | 975,000 | | ① 会議費 | 35,791 |
| | ② 寄附金 | 0 | | ② 事務費 | 29,960 |
| | ③ 雑収入 | 98 | | ③ 安全活動費 | 848,523 |
| | ④ 繰越金 | 54,397 | | ④ 備品購入費 | 0 |
| | | | | ⑤ 予備費 | 0 |
| | 合計 | 1,029,495 | | 合計 | 914,274 |

収支残高 115,221

(2) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の遵守を求めるもの

- ・ 補助金交付要綱では、実績報告書の提出期限は事業完了後 30 日以内となっているが、期限を過ぎて提出されていた。担当課が事務局を兼ねており、要綱の遵守を求む。

② 支出内容を明確にすることを求めるもの

- ・ 領収書は添付されているが、内容が不明なものが見受けられた。領収書の発行元もスーパーマーケットであることから、疑義が生じやすいものでもあり、用途及び領収内容について明確にしておかなければならない。

③ 補助金としての在り方に検討を求めるもの

- ・ 補助金の交付という形で事業を執行しているが、協議会を設置したからといって、必ずしも協議会の予算として執行する必要があるか疑問が生じる。同団体の場合には、事業内容は本市の交通事故防止運動の推進となっていること、収入は会費や寄附金はほとんど発生せず、市補助金のみであること(繰越金は前年度市補助金の剰余金)、事務局を担当課が兼ね事業自体を課主体で実施していること等から、課の交通安全推進事業予算として執行する方が、繰越金も生じず、不測の事態にも他の予算からの流用等により対応できる等、効率的な執行が可能である。また執行内容に対する市民への説明責任も明確となる観点からも、市の事業予算として執行することを検討されたい。

○ うるま市グッジョブ連携協議会

| | |
|---|-----------------------|
| 補助金額 | 24,999,000 円 |
| 補助金の交付根拠 | うるま市グッジョブ連携協議会補助金交付要綱 |
| 団体の概要 <p>本市の全国でも最も高い失業率を鑑み、県の推進する「みんなでグッジョブ運動」と連携し、学校や企業、行政及び地域が一体となり児童生徒の頃から職業観、勤労観の醸成を図ることで就業意識向上を図り、地域の雇用問題を解決することを目的としている。平成25年度は、働く人の様子や就業観を傍らで影のように観察するジョブシャドウイング事業や実際に働くことを体験するチャレンジジョブ事業、著名人を招いて就業観に対する意識の向上を図る講演会やシンポジウム等を開催した。なお、平成26年度からは一括交付金を活用した委託事業となっている。</p> | |

(1) 団体の収支

(平成25年度)

(単位:円)

| | 項目 | | 金額 | | 項目 | | 金額 |
|----|----------|---|------------|----|--------|---|------------|
| | ① | ② | | | ① | ② | |
| 収入 | ① 県補助金 | | 0 | 支出 | ① 事務局費 | | 12,381,218 |
| | ② 市補助金 | | 24,999,000 | | ② 事業費 | | 10,095,583 |
| | ③ 受託事業収入 | | 0 | | ③ 予備費 | | 0 |
| | ④ 繰越金 | | 137,028 | | | | |
| | 合計 | | 25,136,028 | | 合計 | | 22,476,801 |

収支残高 2,659,227

(2) 是正すべき事項等

① 補助金交付要綱の遵守を求めるもの

- ・ 補助金交付要綱では実績報告書の提出期限は事業完了後 14 日以内となっているが、期限を過ぎて提出されていた。担当課は団体に対して要綱の遵守を適切に指導されたい。

② 実績報告等の内容の精査を求めるもの

- ・ ジョブシャドウイング事業において、対象となった学校が事業に使用したとされる消耗品等について支払がなされているが、おおよそ事業とは関係がないような経費が請求されていた。事業趣旨に沿った経費であるか確認の上で支払うべきであり、対象となる経費について学校側とも共通の認識を持つよう指導を行うことが必要である。

③ 事業効果の検証を求めるもの

- ・ うるま市の労働力人口約 5 万 2 千人(2010 年国勢調査)のうち、就業者数は約 4 万 3 千人で、完全失業率は 18.2%と県内で最も高いものとなっている。グッジョブ事業は児童生徒の頃から職に対する意識を向上させ、地域全体の就業意識を高めていくものであるが、その事業の効果を図ることは容易ではない。平成 25 年度は約 2,500 万円の予算が執行され、更に平成 26 年度は事業費が約 4,500 万円に拡大されており、この事業の有効性について、市民に対して何らかの形で説明できるような方法も検討する必要がある。常に実績と効果を検証して改善を図り、低迷している雇用状況から脱却できることを期待する。

第6 意見

補助金交付団体の監査においては、毎年度 4～5 団体程度を選定し監査を行っている。毎年度経常的に補助金の交付を受けている団体や、今年度において新たに補助金交付の対象となった団体、事業補助を受ける団体、運営補助あるいはその両方を受ける団体等、各団体においてその内容は様々であるが、その多くは担当課による事業効果等について適切に評価・検証が行われておらず、一旦予算化されたものが既得権化し、形式的に補助金が交付されている状況のものも多く見受けられる。

その目的から必要な補助金であっても、必ずその効果について検証する必要がある。また、実績報告等についても、事業報告や決算書だけでは形式化した検査になりかねず、証拠書類の点検を適宜行うなど改善に努められたい。特に交付団体事務局を担当課が兼ねる場合等には、複数人で検査や効果の検証を行うこと等が必要である。

また、実績報告書の提出について、要綱で定められた期限の遵守を徹底されたい。提出期限に遅れる理由の多くは、団体の総会で決算の確定を待つため時間を要すことにあるが、補助金の実績報告と団体の決算は切り離して考えるべきものである。市は実績報告によって補助金の使途・内容を確認し、金額を確定させる為、補助金が減額となる場合もありうることから、本来、団体の総会は、市の補助金が確定した後に行うべきであるということを確認の意味で付け加えておきたい。

補助金の源は市民の税金であって、その交付に関しては必要性、公益性に留意しながら、内容の透明性を確保し、目的に対する効果の検証を行い、市民への説明責任を果たす必要があるということについて、担当課、補助金交付団体ともに再度認識する必要がある。

現在、本格的な導入にむけて取組中である事務事業評価でも、各補助金交付事業について、しっかりと効果が検証されることを望む。合わせて、類似の団体あるいは他の事業との統合や効率化についても、市全体事業から考察され、補助金はその目的達成のため、最大の効果を発揮することを期待する。